

(公印・契印省略)

総情放第94号
総情郵第177号
令和4年12月14日

日本放送協会
会長 前田 晃伸 殿

総務省情報流通行政局長
小笠原 陽一
総務省情報流通行政局郵政行政部長
藤野 克

日本放送協会の放送受信契約に関する文書の送達について（指導）

「信書」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。

貴協会が平成27年12月から令和4年1月までに他者に委託して送達を行った文書（総数約2,070万通）は、「NHK」の名称を記載して、放送受信契約の締結が確認できていない特定の受取人に対して、期日を指定して放送受信契約の締結に係る申込書等を返送すべき旨の貴協会の意思を表示したものであって、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したものであり、「信書」に該当すると認められる。

以上により、貴協会が当該文書の送達を委託した行為は、郵便法第4条の規定において禁止されている「信書の送達の委託」に該当する。

貴協会には、国民・視聴者の受信料によって支えられている公共放送として、受信契約の勧奨等に当たっては、法令を遵守した適正な方法で丁寧な説明を行うべき旨を、これまでの予算及び決算に付する総務大臣の意見においても求めてきたところである。

以上を踏まえて、郵便法等の法令遵守の徹底及び貴協会の放送受信契約の勧奨の業務の適正確保を求める。